

報告項目	報告内容
被処分者の氏名 又は法人名称	河野理彦
登録番号又は法人番号	03081281
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	行政書士こうの法務事務所
事務所所在地	東京都新宿区西新宿8-12-1-1210
処分年月日	令和6年4月26日（理事会議決日）
処分内容（種類）	5年の会員の権利の停止 （東京都行政書士会会則第23条第1項第二号）
上記処分をした理由	被処分者は、医療法人の寄附行為変更認可申請を出すに当たり、依頼者に対する進捗状況の報告に際し虚偽の報告をするために、東京都の収受印が押印された申請書を偽造し、虚偽の文書を作成して依頼者に電子メールにて送信した。これは、業務の公正保持等を定めた行政書士法施行規則に違反する行為であり、行政書士の信用を害し行政書士法に違反する行為であると言わざるを得ない。もっとも、結果的に依頼の趣旨に沿った業務が遂行され、依頼者の目的は達成されており、自らの行為に関し反省を示している。 以上の理由から上記の処分を科す。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	一 行政書士法第10条（行政書士の責務） 二 行政書士法施行規則第6条第1項（業務の公正保持等） 三 行政書士法第13条（会則の遵守義務） 四 東京都行政書士会会則第18条第1項（会員の責務） 五 東京都行政書士会会則第20条（業務の公正保持） 六 東京都行政書士会倫理規程第7条・10条・25条